

令和4年9月定例会 経済委員会（付託）

令和4年9月27日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時50分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることといたします。

【報告事項】

- 中小企業向け融資制度「伴走支援型経営改善資金」の拡充について（資料1）
- 令和3年度観光振興施策の実施状況について（資料2, 3）
- 「みんなで！とくしま応援割」の延長について（資料4）
- 令和4年度指定管理者の公募の状況について（資料5）

梅田商工労働観光部長

この際、4点、御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

まず第1点目は、中小企業向け融資制度、伴走支援型経営改善資金の拡充についてでございます。

中小企業向け融資制度、伴走支援型経営改善資金につきましては、厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、国の信用保証制度を活用し県の補助により信用保証料ゼロとした資金として令和3年10月1日から運用を開始しております。

この度、去る9月8日に経済産業省より、資金繰り支援の拡充として10月1日から伴走支援型特別保証制度の保証限度額が6,000万円から1億円に引き上げられることが発表されましたことから、県の中小企業向け融資制度におきましても同様に融資限度額を1億円に引き上げることといたします。今後とも、経済の先行きが不透明な中、業と雇用を守るため、引き続き中小企業者の資金繰り支援に取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

第2点目は、徳島県観光振興基本計画に基づく令和3年度観光振興施策の実施状況につきまして、もてなしの阿波とくしま観光基本条例に基づき御報告いたします。

概要版を資料2、全体版を資料3としてお配りしており、このうち資料2により主な施策の実施状況につきまして御説明させていただきます。

令和2年度末に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、令和3年度以降の観光振興基本計画の施策等について改定を行い、令和3年度は四つの重点施策及びその重点施策推進に向けた共通の取組である七つの基本施策に基づきまして観光振興施策を実施しております。

まず、Ⅰの重点施策でございます。

1の国内誘客強化施策として、旅行会社のウェブサイトやSNSを活用した徳島あるでなくでキャンペーンや、県内の観光・宿泊施設、行政が参加した挙県一致による徳島県単独の「オール徳島」観光商談会など、旅行会社向けプロモーションを実施いたしました。

また、新型コロナウイルスの影響を受ける中、県内観光の需要喚起を図るため、とくしま応援割を継続的に実施しております。

次に、2の滞在型観光推進施策として、イーストとくしま観光推進機構や四国の右下観光局、そらの郷の県内三つの地域連携DMOと連携し県内周遊ルートづくりを推進いたしました。

次に、3の国際観光プロモーション施策として、香港、台湾等の旅行会社に対するオンライン商談会の実施や、海外の現地に影響力を持つ国内在住のインフルエンサーなどを本県に招請し、県内観光地の情報をSNS等で発信いたしました。

4のニューノーマルMICE誘致促進施策として、MICE商談会にオンラインで参加し本県の助成制度をPRするなど、コンベンション誘致を促進いたしました。

次に、Ⅱの基本施策でございます。

1の観光マーケティングの強化として、本県観光の現状と課題を把握、分析するため、主要観光施設におきまして来訪意向調査を行うとともに、観光関連事業者に対し新型コロナウイルスの影響についてアンケート調査を実施いたしました。

2の安全・安心な受入環境の推進として、コロナ禍においても安全・安心に旅行できる環境を整備するため、ガイドライン実践店ステッカーを掲示した観光関連事業者が行う施設改修など、前向きな投資に要する経費の一部を支援いたしました。

4の観光人材の育成、強化といたしまして、観光人材の即戦力強化などを図るため、とくしま観光アカデミーを開催いたしました。

5の観光コンテンツの充実として、ワクチン・検査パッケージの活用など、感染防止対策を徹底した上で秋の阿波おどりを開催し、その様子のライブ配信も併せて実施いたしました。

令和3年度の実施状況につきましては以上でございますが、新型コロナウイルスの影響により本県観光を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況にありますが、引き続き関係団体と連携を図りながら、本県観光業の成長産業化に向け取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては資料3の全体版を御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料4を御覧ください。

第3点目は、みんなで！とくしま応援割の延長についてでございます。

昨日、観光庁から地域観光事業支援の実施期間延長が発表されましたことから、現在実施しておりますみんなで！とくしま応援割につきまして、9月30日宿泊分までとしておりました実施期間を令和4年10月10日宿泊分まで延長いたします。

本県のほか助成対象となる10県のうち香川県、高知県、広島県、山口県、和歌山県の5県から延長する意向を確認しており、残る5県につきましては調整ができ次第、順次追加してまいります。なお、助成内容及び助成要件につきましてはこれまでと変更はございません。

また、同日発表されました全国旅行支援につきましては、制度の詳細を確認した上で、10月11日から実施する方向で検討を進めてまいります。

続きまして、資料5を御覧ください。

第4点目は、令和4年度指定管理者の公募の状況についてでございます。

大鳴門橋架橋記念館及び渦の道、美馬野外交流の郷、出島野鳥公園の各施設につきまして、7月21日から県のホームページにおいて募集要項を公表し、8月上旬には各施設ごとに現地説明会を開催いたしました。その後、9月5日から9月22日までを申請受付期間とし募集を行いましたところ、各施設それぞれ1団体から申請がございました。

今後、提出されました事業計画書などの申請書類に基づき指定管理候補者選定委員会において審査いただき、各施設ごとに指定管理候補者を選定の上、11月定例会にお諮りしたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

原委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

いろいろと説明を頂きました。その中で、みんなで！とくしま応援割の期限につきまして、先ほど部長から9月30日までを10月10日まで延長するとの報告がありましたが、現在の実施状況についてお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、みんなで！とくしま応援割の実施状況についての御質問を頂きました。

みんなで！とくしま応援割の実施状況につきましては、現在の対象県が県民の皆様をはじめ地域ブロックの香川県、愛媛県、高知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、それから隣接県の兵庫県、和歌山県の計11県の在住の方でございます。今年度の4月1日から8月31日現在までの利用者数は、助成金の申請ベースで日帰りを含めまして延べ9万1,376人でございます。令和3年6月開始後、延べ20万5,806名となっております。

また、今年の6月から7月に県内宿泊施設を御利用された利用者の皆様からの月平均の申請件数は約1万6,000人泊でございます。感染が比較的落ち着いておりました秋の行楽シーズン、昨年10月から12月に比べて増加傾向にあるということでございます。

喜多委員

みんなで！とくしま応援割の利用者が増加傾向にあるとのことですが、観光庁から全国旅行支援の実施時期も発表されたところでございます。改めて、みんなで！とくしま応援割と全国旅行支援の違いについてお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、みんなで！とくしま応援割と全国旅行支援の違いについての御質問を頂きました。

みんなで！とくしま応援割につきましては、本県を含む中四国ブロックと隣接県を対象に旅行代金の割引が50パーセント、助成の上限額は5,000円、またクーポン券は2,000円が上限となっております。

全国旅行支援につきましては、全国の都道府県を対象に旅行代金の割引率は40パーセント、助成の上限額は交通費付きの旅行商品が1泊当たり8,000円、その他が5,000円、クーポン券は平日と休日で異なりまして平日が3,000円、休日が1,000円となっております。

昨日、観光庁から10月11日から実施するとの発表がなされましたので、実施する方向で検討を進めているところでございます。

喜多委員

それと、観光振興施策の実施状況について部長からも説明がありましたが、数値目標が掲載されております。この達成状況についてお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、観光振興施策の実施状況の数値目標について御質問がございました。

観光振興基本計画第3期の数値目標としましては、再掲を除きまして27項目設定しております。そのうち、実績値が目標値を達成した項目数は11項目となっております。中でも基本目標3項目のうち年間観光消費額は、第3期となった令和元年度以降、初めて目標値に達成したというところでございます。また、実績値が目標値の80パーセント以上となった、おおむね達成したという項目数は7項目となっております。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国外のみならず国内からの誘客も困難になったということから、実績値が目標値の80パーセントに満たなかった項目も8項目あったところでございます。

なお、とくしまマラソンの満足度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして開催は中止となっておりますので、実績はなしとさせていただきます。

今年度は昨年度と比較しますと、宿泊者数、観光入込客数ともに増加しているものの、まだ新型コロナウイルスの感染拡大、第6波そして過去最大の第7波の影響もありましてコロナ禍前の水準まではまだ回復しておりません。

県としましては、より多くの数値目標を達成できるよう、引き続き観光振興施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

説明がありましたように、27個の項目のうち18項目でおおむね達成されているとのことでした。基本目標とされている三つの項目は大事な指標と考えております。

このうちの国内延べ宿泊者数や延べ観光入込数は未達成である一方、年間観光消費額は達成したとのことですが、この理由についてお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、国内延べ宿泊者数と延べ観光入込客数が未達成である一方、年間観光消費額が増えて目標を達成したということで、この理由についての御質問でございます。

現計画におきましては、経済波及効果の高い国内延べ宿泊者数、そして延べ観光入込客数、年間観光消費額の三つを基本目標としております。

宿泊者数につきましては、去る6月30日に観光庁から公表されました令和3年宿泊旅行統計調査におきまして全国的に前年を下回る中、本県では対前年比10.4パーセントの増加と、7年ぶりに順位を45位に上げたところでございます。しかしながら、長期化する新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、目標値である180万人には達していないところでございます。また、延べ観光入込客数につきましても同様にコロナの影響は大きく、目標値であります1,360万人を達成していない状況でございます。

一方で、年間観光消費額は929億円ということで、目標値の750億円を上回っているという状況でございます。この大きな要因としましては、一人当たりの観光消費額がコロナ前であります令和元年5,491円から令和2年6,573円、令和3年8,361円と年々増えてきているところでございまして、コロナ禍におきまして旅行者のトレンドが滞在型観光へと移りつつあるということに加えまして、本県はこれまで切れ目なく実施してきましたとくしま応援割におきまして、宿泊助成に加え宿泊クーポンの発行によりまして観光施設の利用でありますとかお土産の購入、交通費など幅広く助成してきたことが大きく影響していると考えております。

全国的な傾向と同様に、本県においても感染状況の落ち着きはあるものの、観光宿泊事業者様におかれましては依然、深刻な状況が続いておりますので、県におきましても引き続き継続的な観光事業の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

冊子の中身を改めて見てみますと、ウェブを通じた情報発信とか、YouTubeやSNSなど新しい取組も見受けられます。また、旅行会社向けのPRもオンラインを活用しているようでございますけれども、成果はどうだったのかお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、ウェブを通じた情報発信、YouTubeやSNSなど新しい取組も見られると。また、旅行会社向けのPRオンラインを活用しているようだが、成果はどうだったのかという御質問でございます。

令和3年度につきましては、前年度に引き続きまして商談会、セミナーなどリアルでの開催が困難な状況でございました。オンラインも活用しましてプロモーションを実施してきたところでございます。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、デルタ株への置き換わりなどによります急速な感染拡大に学び、ワクチン・検査パッケージなどにより感染リスクを下げながら社会経済活動の継続を可能とする仕組みの構築を進められたことから、県におきましては昨年11月、「オールとくしま」観光商談会をリアルとオンラインのハイブリッド

で開催しましたり、秋の阿波おどりではワクチン・検査パッケージの活用など感染拡大防止を徹底した上で、その様子を海外に向けてライブ発信するなど、事業によってはリアルとオンラインの長所を取り入れながら事業を進めてきたところがございます。

コロナ下におきまして全国的にオンラインに大きく注目が集まりましたが、リアルの対面も必要不可欠であるという御意見も多く頂いておりますことから、今後、感染状況が落ち着いた際においてもオンラインの有効性や効率性を活用するなど、オンオフの双方の事業をバランスよく混ぜて展開してまいりたいと考えております。

喜多委員

観光振興基本計画第3期の期間は令和元年度から4年度までであったと思いますが、今後の計画の改定予定についてお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、観光振興基本計画の今後の計画の改定予定ということでお尋ねがありました。

観光振興基本計画の第3期につきましては、今年度が計画期間の最終年度となりますことから、新たな基本計画の策定を行うこととなります。今後、11月をめどに徳島県観光審議会に対して諮問を行いまして、次期計画の骨子につきまして御意見を頂きまして、その後、県議会に対しましても骨子を御報告し御論議を頂き、策定へと進めていきたいと考えております。

喜多委員

長い間のコロナ禍を経て観光業界を取り巻く状況は大きく変わっておりますが、旅行者の新たなトレンドも踏まえ、アフターコロナを見据えた形の次期観光振興基本計画の策定にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、インバウンドについて質問します。

9月22日の岸田首相記者会見で、水際対策を10月11日から緩和して1日当たりの入国者数の上限撤廃、個人旅行の受入れ解禁、短期滞在ビザの取得免除を行うとの明言があり、更なる誘客に期待が高まっているところであります。

知事からも本会議で、インバウンドについて本県観光産業の更なる飛躍へとつなげるため積極果敢に挑戦するとの答弁がありました。ドイツ・ニーダーザクセン州との友好交流提携15周年目の節目を捉え、12月に現地で実施するとのお話がありましたが、具体的にどのように実施するのか、お伺いいたします。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま喜多委員より、インバウンドのドイツについて具体的にどのように事業を実施するのかという御質問を頂きました。

12月に公式訪問団がドイツを訪問し行いますドイツ・ニーダーザクセン州友好交流提携15周年記念事業に、阿波おどりの指導者を派遣いたしまして、400年の歴史を誇り今日まで伝統文化を継承してきた本県が世界に誇るサステイナブル・ツーリズムである阿波おど

りをPRいたします。具体的には、現地のイベントにおきまして来場者の皆様と一緒に踊る阿波おどりの実施、学校を訪問しまして学生に阿波おどりの歴史や踊り方を学んでいただくワークショップの実施などについて検討しております。

さらに、公式訪問団の訪問期間を中心に、旅行愛好者に影響力のある現地旅行メディアを活用したプロモーションを行いたいと考えております。具体的には、イベントの事前広告や周知をはじめ本県観光コンテンツのPRを兼ねたニーズ調査の実施、業界関係者に対します本県観光コンテンツやMICE誘致のPRを考えておりまして、これらの取組により本県観光の認知度向上や誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

喜多委員

分かりました。ドイツ・ニーダーザクセン州との友好交流提携15周年という絶好の機会となりますが、一過性に終わらせずアフターコロナそして大阪・関西万博を見据えどのようにドイツでの誘客を進めていくのか、お尋ねいたします。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま喜多委員より、ドイツにおける今後の更なる誘客の進め方について御質問を頂きました。

外国人延べ宿泊者数については、調査開始以降最高となりました2019年におきまして徳島県は13万3,562人泊で、国全体としては1億1,566万人泊となっております。その中でドイツにつきましては、徳島県におきましては全体で第8位になっておりまして、国全体では第10位でございますので、それに比べて順位においては健闘しております。

しかしながら、1位から3位までを占める東アジアの国と比べますと、ドイツにおける本県の認知度はまだまだ開きがございますので、そこはやっぱり底上げしたいと考えまして、本年はドイツ・ニーダーザクセン州と友好交流提携を結んで15周年の節目でありますけれども、遡れば本県とドイツの友好関係は第一次世界大戦の時代から先人たちにより育まれてきたものです。この度の取組は、その歴史の1ページにささやかながらも新たな一行を刻むものと認識しております。

今後は更なる認知度向上や誘客促進に向け、今回新たに出会う旅行関係者はじめドイツの皆様と関係を構築し、更にネットワークが広がるよう図っていくことはもとより、旅行商品の造成やMICE誘致にもつなげてまいりたいと考えております。

喜多委員

インバウンド再開やドイツとの交流の好機を生かして、新たな観光誘客にしっかりと取り組んでいただきますよう要望しておきます。

次に、阿波おどりでございます。

阿波おどりは言うまでもありませんが、400余年の歴史を持つ本県の世界に誇る伝統芸能であり、欠かすことのできない最大の観光素材であります。本県は今年も秋の阿波おどりが予定されていると思っておりますけれども、現時点での内容についてお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、秋の阿波おどりについて現時点の内容についてお尋ねがございました。

秋の阿波おどりにつきましては、徳島の宝、阿波おどりの伝統を継承、発展し、本県の誘客を促進すること、その魅力を国内外に発信することを目的としているイベントでございます。来る11月3日から6日までの4日間の日程で、感染予防対策を徹底しまして安心・安全の下、秋の阿波おどりを開催する予定としております。

具体的には、アスティとくしまをメイン会場にしまして11月5日から6日までの2日間、有名連による阿波おどり、学生による若さあふれる学生阿波おどり、それから阿波木偶三番叟まわし、和太鼓との伝統芸能、それから大阪・関西万博の特別ステージなどを予定しております。現在、出演団体との協議等の準備を進めているところでございます。

また、11月3日から4日までのプレイベント等を予定しておりまして、その内容につきましては現在調整を行っているところでございます。

昨年実施しました実証実験、ワクチン・検査パッケージの経験を生かすなど感染症対策を徹底するとともに、魅力あふれるイベント、秋の阿波おどりとなるよう工夫を凝らしてまいりたいと考えております。阿波おどりの魅力を国内外へ隅々まで届けまして、阿波おどりファン、徳島ファンへと観光誘客に着実につながりますようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

11月3日、4日がプレイベントで、5日、6日がアスティとくしまの秋の阿波おどりということでございます。徳島市の今年の阿波おどりは盛会でありましたけれども、800人余りのコロナ感染者が出たということでございます。

秋から年末年始にかけてインフルエンザと併せてコロナの第8波が流行するのではなかろうかとも言われておりますけれども、十分対策をとってすばらしい秋の阿波おどりが成功するようにお願いしておきたいと思っております。

次に、ドイツ・ニーダーザクセン州との産業人材育成分野の交流の取組についてお尋ねいたします。

先般の北島議員の一般質問の中で、本県とドイツ・ニーダーザクセン州との友好交流提携15周年という節目の年を迎えた今年、国の水際対策の緩和も踏まえながら本格的な交流再開に向けた取組を進めており、産業人材育成分野においても11月に相互受入れを実施するとの答弁がありました。

産業人材育成分野の交流について、その目的やこれまでの取組についてお尋ねします。

村上商工労働観光部副部長

ただいま喜多委員から、ドイツ・ニーダーザクセン州との産業人材育成分野の交流に関する御質問を頂きました。

まず、これの経緯や目的等でございますけれども、平成27年度県立中央テクノスクールとドイツ・ニーダーザクセン州のリュネブルク職業訓練センターとの間で、職業訓練の振興や技術的な交流などを目的に協定を締結いたしまして両施設の交流が始まりました。その後、平成29年度にはそれぞれの産学官連携団体であります徳島県産業人材育成交流コンソーシアムとブラウンシュヴァイク・リュネブルク・シュターデ手工業会議所との間

で、両州県相互の産業経済の一層の振興や技術者の見識を広げ専門分野の発展に寄与することなどを目的といたしまして、産業人材育成交流に係る協定を締結し、職業訓練分野における同州との本格的な交流が行われるようになりました。

それ以降、徳島からドイツへは美容、木工、自動車整備等の訓練生や短期大学生、指導員等が、ドイツから徳島へは金属、木工などの若手職人や訓練生、指導員などが訪問いたしまして、1週間程度の期間の中でそれぞれの職業訓練施設や企業等におきまして視察や実習等を行ったところでございます。

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によりまして中止といたしましたが、今年度渡航制限が緩和される中で、11月の交流再開に向けて現在準備を進めているところでございます。

喜多委員

今年度の具体的な日程や実施内容についてお尋ねいたします。また、新たな取組や充実させた点があればお聞きしたいと思います。

村上商工労働観光部副部長

喜多委員から、今年度の実施内容等についての御質問を頂きました。

ドイツから徳島への訪問でございますが、日程は11月6日から11月26日までの3週間を予定いたしております。ニーダーザクセン州のブラウンシュヴァイク・リューネブルク・シュターデ手工業会議所から大工、自動車整備分野の訓練生がそれぞれ2名、そして指導員2名の合計6名が来県いたしまして、県のテクノスクールにおきまして1週間、工務店や自動車整備場など県内企業におきまして2週間、訓練や実習を行う予定にいたしております。

また、徳島からドイツへは、11月26日に出発しまして12月3日までの1週間を予定いたしております。本県からは自動車整備や美容の訓練生や専修学校生、指導員など計6名が訪独いたしまして、同州の職業訓練センターや企業で視察や実習等を行い、相互交流を図る予定にいたしております。

それから今年度の新たな取組といたしましては、ドイツからの訪問団の本県での受入期間を、これまで1週間でしたが3週間に拡大いたしまして、企業での実践的な訓練を増やすなど実施プランの充実強化を図ることといたしております。

また、南部・西部テクノスクールにおきましてドイツと本県の指導員による共同事業を行いまして、マイスターの本場であるドイツの優れた技術や訓練内容を学ぶ機会を提供することといたしております。

今後におきましても、新たな取組などを取り入れながら引き続き産業界と連携いたしまして、産業人材の育成分野におけるニーダーザクセン州との交流に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

喜多委員

いろいろと答弁を頂きました。産業構造の変化や技術革新などに柔軟に対応して本県経済が持続的な発展を続けていくためには、その原動力となる人の育成、とりわけ若手技術

者の育成が重要と思います。お聞きした取組の中でもテクノスクールでの共同事業は、訓練生などが徳島にいながらにしてドイツの技術や文化に直接触れられる絶好の機会となります。国際感覚や広い視野を持った人材育成のためにも寄与するもので、有意義な取組であると考えます。

新型コロナウイルスが収束しない中での準備は大変だと思いますけれども、是非この交流を成功させていただき、本県発展の基盤となる産業人材育成つなげていただきたいと思います。

梶原委員

おはようございます。

まずは、6月議会でも仁木委員からお話がありましたけれど、新電力に切り替えた企業の支援について伺いたします。

市内で高圧電力を利用している中小企業の経営者の方から、エネルギー価格の高騰で契約していた新電力会社が事業から撤退することになって、一方的にこの契約を解除されて困っているという話をお伺いしております。次の契約先が見つかるまでの間、この企業さんが元々契約していた電力会社から電力を提供していただく最終保障供給という制度を利用して、現在は事業に支障が出ないように電力供給を受けられているということでございます。

しかしながら、その撤退した新電力会社を利用していたときよりも現在の電気料金は2割高と、また基本料金については2.7倍ということで大きな負担増になっておまして、この3年余り、新型コロナウイルスの影響で商売のほうも大変厳しい中、商品価格のほうにこのエネルギー高騰分を上乗せできないということで、営業すればするほど大変苦しい状態が続いていますというお話がございました。

この最終保障供給は電力会社の臨時的というか、企業への支援策ですけれども、最終保障供給を利用している企業が四国電力管内でどのくらいあるのかということも四国電力の関係者に確認したら、8月15日時点で約1,400社が利用されているということでございました。

これはそれだけの会社が新電力に移行したのためにそういう事態に陥っているということで、県内企業にも大きな影響が出ているものと思います。県としては、まずはこういう事態の状況を広く情報収集していただいて、何か支援策を考えるべきじゃないかと思うんですが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

三宅企業支援課長

梶原委員から、新電力関係の電気料金高騰における支援について御質問がございました。

コロナ禍またウクライナ情勢や円安の進行などによりまして、新電力からの切替えに限らず、エネルギー料金の高騰につきましては県内中小企業者の経営に影響を与えておまして、先日の事前委員会におきまして報告いたしました県内企業への実態調査の結果によりまして、原油・原材料価格やエネルギー価格の上昇によりましてこれまでに経営に大きな影響を受けている、次年度以降の経営に大きな影響を与えると思われると回答された

県内企業はそれぞれ7割近くに上っております。

また、よろず支援拠点のほうにも、先ほど梶原委員がおっしゃった新電力からの切替えに係る電気料金の高騰について数件程度の御相談が寄せられているというふうに聞いております。

県におきましては、円安の進行やウクライナ情勢などによります原油・原材料価格の高騰、電気料金の高騰の影響を受け、収益が悪化しております県内中小企業者を支援いたしますために、5月臨時議会でお認めいただきました保証料率を低く抑えた、また県の既存資金からの借換えを可能といたしました経済変動対策資金、物価高騰緊急対策枠を6月に創設いたしまして県内事業者の資金繰りの支援の強化に取り組んでまいったところがございます。当該対策枠を6月に創設いたしまして、8月末までの3か月間で合計44件、約12億円の保証承諾がなされていることから、県内中小企業者の皆様の一定の資金需要にはお応えできているのではないかと考えているところでございます。

ただ、原油につきましては、先ほど言いました77ドルぐらいで一時よりは落ち着いてきているのではないかと見ておりますが、円安傾向は依然として継続しておりまして、電気料金などのエネルギー料金も高騰したままとなっております。

この中で、全国知事会を通じましてエネルギー価格の高騰の拡充ということで、国のほうに電気料金高騰は国民の生活をはじめ公共施設等の運営、各種事業の経営等の圧迫に直結することから、国として実質的な電気代の負担軽減の対策を講ずることといった提言もさせていただいているところでございます。

国におきましては先日、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が閣議決定されております。また、国の新たな総合経済対策が10月中にも取りまとめられまして、その後、第2次補正予算が提出されるということを知っておりますので、これら国の動向や他の都道府県の支援策につきましてアンテナを高くして情報収集してまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。全国的にも大変大きな問題になっておりまして、先ほど課長からも、よろず支援拠点はまだ数件しか相談がないということですがけれども、潜在的にはもっとはるかに多い方が悩まれているんじゃないかなと思っております。

これは徳島市議会でも私どもの公明党の同僚議員が9月議会に取り上げておりまして、先ほどおっしゃった国の経済対策が10月中に出るということで国、県の動向を注視するという徳島市の答弁にとどまっておるようですけれども、県としてもしっかりとこの点をこれから注視していただいて、できる支援策があれば頑張りたいと思っております。

ちなみに経産省の調査では、地方創生臨時交付金を活用した電気料金対策として9月4日時点で400を超える自治体から700以上の電気料金負担軽減策の事業を認めてもらいたいということでこの事業が提出されているようですので、全国の自治体の動向も見えていただきながら、県としてもしっかりと情報収集と支援策を組んでいただければと思いますので、是非よろしく願いいたします。

次に、県の上海事務所についてお伺いしたいと思っております。

上海事務所は県内企業の海外販路をどんどん開拓していく上で非常に大事な拠点かと思うんですけども、今後も出先機関として最大限の効果を発揮できるように運営していただきたいと思っております。現在の人員とか体制、また運営費についてどういった体制になっているのか、教えていただきたいと思っております。

出口商工政策課長

ただいま梶原委員より、上海事務所についての御質問がございました。

県内企業の海外展開支援や本県への観光誘客などに取り組むため、平成22年11月に設立した上海事務所は中国上海を拠点に広く香港、台湾、また成長著しい東南アジア地域までを対象に業務を展開してきているところでございます。

この上海事務所の所在については、上海の日本総領事館近辺のジェトロとか20都道府県、市の事務所も入居しているビルの一角の17階に入居しております。

人員体制といたしましては県職員2名と地元のローカルスタッフ2名の4名体制で運営しておりまして、事務所の運営経費といたしましては令和4年度当初予算で1,951万4,000円の予算を認めていただいております。

この内訳は、ローカルスタッフ2名分の人件費が563万円、そのローカルスタッフが活動する旅費が66万4,000円程度、事務所の賃借料といたしまして400万円余り、あと光熱水費や管理費としまして100万円余りという状況でございます。

この人員体制の中で、これまで県内企業の販路開拓であるとか、海外展開支援策といたしましては主に現地での展示会、商談会への出展支援であるとか、それを通じた県産品のプロモーション又は海外、上海市場とかの市場動向調査であるとか、現地企業の信用調査へのサポート、また具体的な商談成立に向けた顧問弁護士による法的面でのサポートなども行っており、これまで延べ864社程度の事業所へのサポートを展開してまいりました。

さらに、インバウンド対策といたしましては、同じく観光展への出展であるとか旅行者へのセールスコールの実施、また中国で主要なSNSによる本県観光地又は四季折々のイベントに関する情報発信、また現地に阿波おどりや上海連がございまして、その連と協力した観光イベントなどへの参加によりまして本県へのインバウンドのプロモーションを展開してきたというところでございます。

梶原委員

様々な活動が行われているということがよく分かりました。この県内企業への情報提供とともに、ここ数年でビジネスに結び付いたというような実績についてはどういうふうな認識をされているのか、教えてください。

出口商工政策課長

ただいま梶原委員より、サポートの成果、実績についての御質問でございます。

先ほどの御説明のとおり864社程度への団体支援を行ってきて、上海事務所を設置した当初、中国への輸出金額が約35億円だったものがその12年後の令和2年には85億円と、約2.3倍に進捗している状況でございます。

具体的な実績例については、企業情報もございまして言える範囲で紹介させていただ

きます。

令和3年度の具体的な事例を紹介いたしますと、中国国内に約7,000店舗を有するドリンクチェーンがございまして、そちらのほうに徳島県産の果汁を是非使ってみたいということで上海事務所のほうがセールスを行いまして、それが成約に結び付いて初回約46トンの果汁が海を渡っていったという成果がございまして。さらに、原材料系ではダイドードリンク株式会社の現地法人が、県内企業の2社が製造する果汁を原料にして、現在向こうでドリンクとして販売されている状況でございまして。

また、徳島県の地場産業である木製品の加工事業所につきましても、上海での貿易会社との商談が成約されて、現在、定期的な商流が構築されたという結果を得ております。

さらに、今後の予定でございましてけれども、県内の食品製造業が中国に進出するに当たって上海方面での各種規制であるとか市場の動向、また原材料の表示方法についての調査依頼がございまして、その辺を現地の県職員ないし顧問弁護士の協力を頂きながら調査して、その事業所のほうに情報を提供しているというような成果がございまして。

インバウンドについては、現在、中国はゼロコロナ施策の途上でございましてけれども、令和3年度の活動実績といたしましては中国の蘇州であるとか調査で行われたイベント、ジャパンブランドというようなコンベンションへの出展、あと日本政府観光局、JNTOが開催する観光展への参加、また阿波おどりの上海連がございまして、そちらともコラボレーションした観光イベントに参加し徳島の観光情報を発信するとともに、現在、日本のTwitterに類する向こうのWeiboというSNS、そこに上海事務所の公式アカウントを取得してございまして、約1万2,000人のフォロワーがこのWeiboの参加者にいらっしやいまして、ここへ徳島県の観光情報を毎日の頻度で発信し続けた結果、令和3年度の影響力ランキングでは上海事務所のアカウントへのアクセスが多数寄せられて世界第14位になって初のランキング入り、徳島県の情報発信のSNSへのアクセスがランクインしたという結果が得られております。

こういう成果もございまして、今後アフターコロナを見据えまして引き続き上海事務所を中心に今まで培ってきた人的なネットワークも生かしまして、県産品の海外展開であるとかインバウンド誘客を更に精力的に展開してまいりたいと考えております。

梶原委員

時々、徳島新聞の県上海事務所発アジア通信という記事で、様々な活動報告も出ています。また、企業情報とくしまにも毎月載っております、やっぱり上海事務所なんで中国国内や上海での企業活動がメインになっているんですけれども、もっとウイングを広げて、やっぱり台湾や香港なども情報収集しながら情報発信していったらどうかなと思っっているんです。その辺についてはどのように考えられているんでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま梶原委員より、上海のみならずもう少し広く香港、台湾までウイングを広げてはどうかという御質問がございました。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、上海事務所は上海を中心に台湾であるとか香港又は成長著しいベトナム方面への県内企業の海外展開も視野にサポートをさせていた

だいております。

そこで、現地の情報収集におきましては、例えば中国では上海市をはじめとした政府機関であるとか日中友好団体又は旅行会社、現地バイヤーや商社から現地の市況であるとか、最近でしたらコロナ関連の規制の情報が逐次変わっておりますので、その情報を収集いたしまして、先ほど委員の御紹介のとおり、とくしま産業振興機構発行の企業情報とくしまや徳島新聞社への寄稿をさせていただきまして、県内事業者に最新の上海トピックスをお届けしているところでございます。

また、香港の情報につきましては、ジェットロが香港事務所を有しておりますし、今までもいろんな展示会で御協力いただいた香港そごうであるとか、台湾におきましては日本台湾交流協会であるとか、展示会で御協力いただきました大手百貨店の阪神百貨店がございします。シンガポールのほうにおきましても現地バイヤーや日系の商社など、今までの人的ネットワークを広くフル活用して、広い地域の旬の情報を最大限情報収集を行っているところでございます。

この得られた情報につきましては、令和元年にとくしま海外展開支援プラットフォームという組織体を作っております、ここには貿易実務を行います地域商社であるとか金融機関又は商工団体、ジェットロさんであるとか農林水産部のほうであるとか、徳島県貿易協会がメンバーに名を連ねておりますけれども、そのメンバーでメーリングリストを作っております、現在また今後、海外展開をするという企業に逐次そのメーリングリストを活用して旬の市場動向を共有させていただいているところでございます。

梶原委員

様々な取組をされているとお聞きしました。

運営費が年間約2,000万円ということで、その中でこれだけの活動をされているというのは非常に心強いなとは思いますが、この前の代表質問でも北島議員が台湾直行便ということをおっしゃっていました。やっぱり台湾はビジネス的にも非常に香港と並んで大きい所ですし、やっぱり先ほども申しましたけれどもウイングを広げて台湾、香港についてもしっかりと情報収集していただいて、やっぱり世界に打って出るのをちゅうちょしておられる県内企業さんもいるので、そこをしっかりと自治体として県がサポートしてくれたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、先ほど喜多委員からもお話がありましたけれども、秋の阿波おどりが11月5日、6日に行われるということで、今日も徳島新聞さんが非常に厳しい御意見を出しておりました。

今回の秋の阿波おどりも入場無料で多くの県民の方が来場されます。夏の阿波おどりは残念ながら感染者の方が800名ぐらい出たということですが、このことを受けて秋の阿波おどりはどのように感染予防を図りながら行っていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

利穂観光政策課長

梶原委員から、秋の阿波おどりに関する感染症対策について御質問を頂きました。

秋の阿波おどりは、先ほど申し上げましたとおりアスティとくしまでメイン会場を通して11月5日から6日まで2日間の開催を予定しております。阿波おどり未来へつなぐ実行委員会が実施しました徳島市の夏の阿波おどりに対する感染症対策アンケートの結果では、去る9月22日に第7回の実行委員会が開催されたのですが、その中での意見としましては、控室が密であったとか、控室や更衣室におけますマスクの着用が徹底できていなかったといったようなものがございました。

県としましても、これらの内容や昨年実施しましたワクチン・検査パッケージの実証実験の結果を踏まえまして、ホームページ等にはチラシでの感染対策の呼び掛けや、出演者や運営スタッフ、来場者の手指消毒や検温などの基本的な感染対策はもちろんのこと、控室の3密を回避するでありますとか、出演者と来場者の動線を分ける、また出演者のステージまでの動線を複数にすることによって滞留を回避するといったことを盛り込みました感染拡大防止マニュアルを現在作成しておりますので、それを利用しましての感染対策の徹底をより図れますよう取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

夏の阿波おどりもそうですけれども、何よりまだまだこういう難しい時期に勇気を出して踊っていただける連の皆様には本当に感謝申し上げるしかありませんけれども、またしっかり感染予防対策を行っていただきながら、無事故で大成功の阿波おどりにしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、3年ぶりに開催されるマチ★アソビについてお伺いします。

私もマチ★アソビが大変好きで毎回見に行っていたんですけれども、ネットの情報によりましたら、実施期間が10月8日から11月6日と1か月以上で、そしてクライマックスランというのがあるんですかね。これが10月15日から16日というふうに情報が出ておりましたけれども、これはどういうふうな形で行うのか、教えていただきたいと思っております。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま梶原委員から、マチ★アソビがどのような形で行われるのかという御質問を頂きました。

マチ★アソビは令和元年の秋を最後に開催が見送られてきたところでございますけれども、この度アニメまつり実行委員会から3年ぶりに開催されることが公表されたところでございます。

内容につきましては、実施期間は来る10月8日土曜日から11月6日の日曜日まででございます。この期間中、アニメのポストカードを配布する飲食店スタンプラリーでございますとか、徳島空港や東新町商店街におけますアニメ幕の装飾などが行われる予定でございます。特に期間中の10月15日の土曜日と16日の日曜日にはクライマックスランと名付けまして、声優のステージショーでありますとかコスプレイベントなどが行われる予定となっております。人気アニメの鬼滅の刃など様々な作品が参加し、今後追加される内容も見込まれる状況でございます。新しい情報につきましてはまた順次ホームページで発表されることとなっております。

また、感染症対策といたしましては、来場される皆様に対しまして基本的感染症対策の

徹底をホームページなどでも呼び掛けをさせていただいておりますし、当日は屋外ステージにおきまして不織布マスクの着用でございますとか、声出しの禁止などを徹底させていただきます。また、とくしまコロナお知らせシステムなどを掲示させていただきまして登録を呼び掛ける。それから、人と人が触れ合わない距離の確保についても呼び掛けをさせていただくというところでございます。また、屋内施設におきましても換気の徹底でございますとか、密を防止するような滞留抑制に取り組むこととしております。

現在、安心して参加していただけるような体制づくりでございますとか、イベント内容の調整など開催に向けた準備を進めているところでございます。

梶原委員

このマチ★アソビは3年間行われていませんでしたけれど、もうすっかり徳島でも定着したイベントで、全国でもかなり知られてきたイベントになっているかなと思いますので、しっかり感染症対策をして無事故で運営していただきたいと思います。

私もこのマチ★アソビについては、令和元年10月の地方創生特別委員会でも提案させていただいたんですが、コスプレの独自コンテストで県知事賞とかをやったらどうかなと思うんです。というのも今、世界コスプレサミットというのが今回20回目ということで8月に名古屋で開催されて、これはもう世界中からコスプレイヤーが来て行うという催物として、コロナ前は30万人の方が名古屋に来て参加されたという世界最大のコスプレの大会でございます。

この大会におきましても、コスプレ世界一を決めるワールドコスプレチャンピオンシップというのが行われておりまして、コスプレをしている人にとってみたら、ここで世界中の方が優勝するよということで本当に世界的なイベントになっているようでございます。このマチ★アソビがせつかく徳島でここまで盛り上がってきているので、チャンピオンシップじゃなくても何か県としてもすばらしいですねというふうに、表彰というか、更に頑張ろうというモチベーションにつながるような支援を県としてしてあげたらより盛り上がるんじゃないかなと思っているんですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

戸川にぎわいづくり課長

梶原委員から、マチ★アソビにおいてコスプレの独自コンテストを開催し、表彰制度を設けてはどうかという御質問を頂いたところでございます。

コスプレは自分の好きなアニメキャラクターの服装や髪形、メイクなどでそのキャラクターになりきり演じることが魅力でございます。また自分がコスプレをしなくてもプレイヤーと一緒に写真を撮るということを楽しまれる方もおりまして、コスプレは本当にマチ★アソビを代表するイベントの一つというふうに認識しておるところでございます。

委員のお話でもございました8月に名古屋で開催された世界コスプレサミットは、世界最大級のコスプレイベントと言われておりまして、今回も10か国の代表がステージパフォーマンスや衣装等を競い合ったというふうに聞いておるところでございます。多くの方に御参加を頂き楽しんでいただいているマチ★アソビのコスプレイベントでございますけれども、より一層楽しんでいただけるよう、また内容の充実でありますとか魅力度を高

めることにつきまして委員の御提案も含め関係者と今後協議をさせていただきたいと思えます。

梶原委員

分かりました。今、徳島の中心市街地は本当に寂れてもう悲しい限りですけれども、ここをどんどん盛り上げていく絶好のイベントでございます。また、県としてもしっかり取り組んでいただければなと思えますので、よろしくをお願いします。

原委員長

午食のため休憩いたします。（11時56分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

仁木委員

それでは質問させていただきますが、先ほどの梶原委員さんの質問の中に、電気の高騰であるとか、新電力の高騰であるとか、そういう部分もかぶっておりますし、質疑を聞いておりましたらマチ★アソビの話になりましたけれども、やはりマチ★アソビといえば鬼滅の刃というのが本県にとって一番の観光資源というか、無形の資源であると思うわけがあります。

そういうマチ★アソビに関連した中で、この鬼滅の刃はこれまでもマチ★アソビ等々でしているかと思えます。バスをラッピングしているような気もしますけれども、過去に鬼滅の刃を何かしら利用というか活用して、本県の観光振興であるとか活性化であるとかといった部分に何かできんかということを考えられたことがあるんでしょうか。

といいますのは、例えば神戸へ行ったらアンパンマンミュージアムがありますよね。我々子育て世代にとってはアンパンマンミュージアムに連れていくというのは非常に子供も喜んだり、それに行けるのであれば行きたいというような気持ちもあります。どこの県か忘れちゃったけれども、恐竜博物館のすごいものを造って県を挙げてやられているところもありますね。街中に大きい恐竜をどんと構えたり、まち一体が恐竜のまちのような形で観光的に打ち出しているところもあるんですけれども、本県においてそういった部分というのはマチ★アソビの短期的なものになってくるんかと思うんです。

それも一つのやり方なのでいいんでしょうけれども、あのように定着してきたマチ★アソビを有効的に恒常的に観光資源としていくようなやり方もいいのではないかと思うんです。そういった観点も含めてこれまで議論があったのかなかったのか、また今後そういうことを検討する余地がないのか、お聞かせいただければと思います。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま仁木委員から、鬼滅の刃を活用した地域の活性化と伺いますか、徳島県の活性化について御質問を頂いたところでございます。

これまで過去3年間は本格的なイベント、こういったステージイベントができなかったところがございますけれども、この春にも5月にチャレンジ!マチ★アソビという形で本格的なイベント開催に向けて挑戦していくんだという試みをさせていただいております。

その中で鬼滅の刃の関係で申しますと、鬼滅の刃3周年を記念したイベントが東京で行われたんですけれども、その際に展示されておりました襖絵でありますとか、無限列車というアニメで活用されておりましたヘッドマークの展示などをさせていただきますとともに、眉山のロープウエーの中では鬼滅の刃の声優さんによりますロープウエーのガイドアナウンスでありますとか、あるいは鬼滅の刃のイラストキャラクターを活用したスタンプラリーというのもさせていただいたところがございます。

ちょうど鬼滅の刃がヒットいたしましてからコロナの関係もあって、大々的にマチ★アソビのほうでもできなかった部分もあったところではございますけれども、委員がおっしゃいますように、やはりこの大ヒットアニメであります鬼滅の刃というものを活用することというのは非常に観光振興につながるものだと思いますので、関係者の方と意見を交換していきながら何とか活用できるようなことを考えていきたいと思っております。

仁木委員

やっぱり是非ともそういったことを関係者とも話していただけたほうがいいんじゃないかと思います。ここまで全国的にほとんどの方が知っているようなアニメになったということは、そういったものをやはり徳島県の活性化また観光資源として利用していただくというのは非常にいいことだと思います。

それと徳島に行けば、例えば映画にあるようなロケーションに出会えるとか、そういったところにやはりファンは魅了されるというか、そういったところを目的として行くと思います。いつも思うんですよ。例えば、アミコの土地開発公社の建物をどうするかということになって箱が空いたときとか、二十一世紀館の博物館か美術館のフロアを新しく改装しますとなったときに、どこか1室でもそういったような、1室ではちょっと足りないと思いますけれども、やっぱりミュージアム的なものが関係者において可能なのであれば徳島を大々的に、やはりいつ行っても徳島といえば鬼滅の刃なんだと。そこでコスプレもできるんだとか、いろんなやり方があると思うので、ちょっとそろそろ徳島はこういうところですよというのがもう鬼滅の刃ですよというようになっていただくようなやり方が何かないかなということを模索していただきたいとお願ひしたいと思います。

本題に入っていきますけれども、物価高騰とか燃料高騰、電気代の高騰がありますが、やはり電気代の高騰というのは否めない部分があります。

その前にちょっとお聞きしたいんですが、今回の補正予算の中にポンチ絵に入っていないような事業もありますが、この中で物価高騰に対して経費分の上乗せをしているような予算というのは入っているんですか。例えばですけども、農林水産部のほうであれば電気代の高騰に対して上乗せがあるという話も各センターとかにあるんです。

ですから、お聞きしたいのは、この補正予算の中に入っている工業技術センターの運営費とか職業能力開発管理運営費とか、この管理運営費といったところにそういうものの対策として補正を入れ込まれているのかどうかをお聞きしたいと思うんです。

栗田商工労働観光部副部長

委員からの御質問でございます。今回の補正におきまして、昨今のエネルギー価格の世界的な上昇に加えましてウクライナ情勢の影響、また円安の影響等によりまして更なる電気料金等の高騰が見込まれるところでございます。

そこで、工業技術センターの電気料金につきましても当初予算を大きく上回る見込みでございます。工業技術センターの電力調達先は、これまで他の庁舎と共に管財課が一般競争入札で電気調達先を決定しておりました。ところが、当初の新電力からの電力供給の持続が困難であるということから、本年7月から四国電力株式会社の最終保障電力によりまして調達することとなりました。また、今月からは四国電力株式会社の市場連動型の新メニューによりまして調達することとなりました。

こうした要因から生じます予算の不足分につきまして、今回2,048万1,000円増額補正の要求をさせていただくというところでございます。

仁木委員

工業技術センターは分かったんですけど、ほかの部内というか商工労働観光部の関係課でありますか。

村上商工労働観光部副部長

今回の補正で電気代高騰等の補正はないかというような御質問でございますが、職業能力開発校管理運営費に係る今回の911万7,000円の補正をお願いしてはありますが、これにつきましても工業技術センターと同様で、電気代の高騰によりまして当初見込みよりかなり増えたということで補正をお願いしているものでございます。

仁木委員

明日、農水の関連のところもお聞きしようと思って調べてこれを見たら、補正予算がありましたので多分そうだろうと思ってお聞きしたんですが、半年分でこの金額ということは、実際のところ今までこの金額分が安かったというか、節約できていたというような認識になるのかなとは思いますが、これは一つの担当の中でいえば工業技術センターで2,000万円あって、もう一つのところでいえば900万円があって3,000万円近く補正をしなければいけないというような形で、これも電気代だけというようなところを見てみれば、県だけでもこういうような現状が起こっている。それだけを見てみれば、県内でそういう同じような境遇の企業さんがいらっしゃるというのは、重々腹の痛みが分かるというか、その感覚は皆さんもお持ちになっていただいていると思うんです。

その中で、本会議でもちょっと今後には備えなきゃいけないんじゃないのということも申し上げたんですけども、これは正に物価高騰対策と新型コロナの影響で今までのようなコロナ対策をしてきました。特にこの商工の関係においては、いわゆるゼロゼロ融資であるとか、いろんな融資保証制度を作っていた。その中で融資制度を利用していただくように促したような施策があって、これを給付金にしたようなやつもあった。

私はもう何度もこの経済委員会では申し上げてはいますが、やはり借入れを起こすというのは、一つ一つの企業によっていわゆる与信枠というのは変わらないわけであっ

て、幾ら保証枠が増えましたと言っても信用枠は変わらないんですよ。ということは、これまでコロナ対策で打ってきた対策以外の対策をこの物価高騰対策であるとか、電気代の高騰であるとか新電力の影響であるとか、そういった対策にしていかなきゃいけないという状況というのは、今までのコロナ対策の施策でも分かるはずなんですよ。

だから、私がここで聞きたいのは今後の物価高騰対策、このコロナから始まってここからです。ここからは物価高騰対策、それとエネルギーのいわゆる電気代が高騰したりといったところの上昇に対しての方策というのは、国がやるべきものと県がやるべきことというのはいろいろ変わってくる。

今の答弁を聞いていたら、国の動向を注視すると言うんですけど、注視をしなきゃいけないんだろけれども、県がすべきところはこれぐらいでしょうということぐらいはある程度分かっているのかなと思うわけなんですよ。

それで、電気代の高騰というのは、県だって今これだけ補正を出さなアカンというのは分かっているわけじゃないですか。電気代の高騰と言うてから今まで親身に思ってくれよったかどうか分からないですけども、いざ庁舎内、いろんな各関連のところと同じような状況が起こっている。それで補正をこれだけ出さなアカンということが分かったら、やっぱり真剣に電気代高騰対策についてどうしていくかということは今から考えておかないとアカンと私は思うんです。

この見通しも含めて今一度、県は今後の対策に対してどうやってしていくんかという、どのような役割を果たしていくんかということをお聞かせいただきたいと思えます。

三宅企業支援課長

仁木委員から物価高騰対策、あと電気等の高騰に対する企業への支援等についての御質問でございます。

こちらにつきましては、先ほども梶原委員から御質問があったときにお答えいたしましたように、5月県議会臨時会でこういう状況が始まったときに、いち早くお認めいただきました経済変動対策資金の物価高騰対策緊急対策枠を創設いたしまして、県内企業の資金繰り支援の強化に取り組んできたところでございます。

また、資金以外の融資について、融資枠が一杯でコロナのゼロゼロ融資とかもあってなかなか借入れができないところ等もあるというようなお話は、よろず支援拠点等の御相談等でもお聞きしているところではございますけれども、先ほどお話のありました伴走支援型経営改善資金、また先ほどの物価高騰緊急対策枠につきましても、他の県の制度の融資から借換え可能となっておりますので、長期の資金としてお借り入れいただいて1回当たりの返済額を減らすということで、月々の資金繰りに余裕が出てくるというふうに考えておりますので、こちらもお活用いただきたいと考えております。

これからどのように対策をとっていくべきなのかということですけども、いろいろな方策が考えられるところがあるとは思いますが、まずは先ほども言いました10月に国が経済対策をやられるということですので、そちらを見させていただいて県のとるべきものも考えていきたいと考えております。

仁木委員

やはりどのような状況でどのような対策をしていくことが、一番効果・効率的かということは常に考えておいていただきたいんです。今までどういう流れで来たかは先ほど申し上げたとおりだと思うんですね。与信枠が一杯で、それからどうしていくというのが見込めないようなところについて、どうしていくかということも考えなあかんだろうし、それ以外に、じゃあ底上げしていくために物価高騰に対してやっぱり賃金を上げるためにはどうしていくかということも考えなあかんだろうし、国においては為替介入をようやくしたというようなところですけども、為替介入をずっとできるわけでもないでしょう。

だから、そういうところで底上げをどうするかということを考えなければ、やはり経済が好転していくことはないと思うんです。それというのは、やっぱり地方も同じく考えていかなきゃいけない。国の動向も注視しなければいけないけれども、じゃあ底上げをどうするか。お金を打ったらいいだけではないと思いますし、補助金を出したらいいだけではないと思います。賃金を上げるためにどうしていくかということが、次は大事になってくるはずなんです。

ですから、そういうことも含めて今までのコロナ対策で経済対策をした概念をちょっと一旦置いて、次の対策ってどうしていくべきなんかというのをもうちょっと研究していただきたいとお願いしたいと思います。ちょっと長くなったんですけども、以上で質問を終わらせていただきます。

達田委員

1点目ですけども、さきの議会でもお尋ねいたしました男女の賃金格差是正についてお尋ねしたいと思います。

6月議会でお尋ねしたときには、こういうふうな格差是正のための調査、そして公表するということが、301名以上の企業についてはするようになっておりますよというようなやり取りがあったわけなんです。日本中そうですけども、特に徳島県は大きな企業ばかりではなく中小零細の企業がほとんどを占めるという状況ですので、どんな小さな事業所で働いていたとしても賃金格差があるということではなくて、やっぱり男女賃金格差が解消されて非常に働きやすい職場環境になったという状況を作っていくことが大事ではないかと私は思うんです。

それで、中小零細のそういう企業さんに対しては、やはり国がきちんと責任を持って経済的な支援をし賃金格差をなくしていく、賃上げにつなげていくことが必要だと思います。

しかし、その中で県がどういう姿勢で臨んでいくのかというのがとても大事になっていると思います。今、この賃金格差解消に向けての公表内容であるとか調査内容であるとか、いろいろ詳しい内容がホームページでも上がっておりますけれども、301人以上そして101人以上の企業さん、それぞれがどういう役目を果たすべきなのか、どういうことが義務付けられているのか、その点を教えていただけたらと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、男女の賃金格差の公表に関して御質問を頂きました。

男女間の賃金格差につきましては、女性活躍推進法に関する厚生労働省令が改正をされまして7月8日から施行されているところがございます。これによりまして、今後、各事業所の実績に基づきまして、順次情報が公表されていくというようになっております。

この情報の開示につきましては、例えば事業年度が本年4月から翌年3月までの場合によりますと、事業年度が終了した令和5年4月以降に令和4年度実績の公表を行うこととなっているところがございます。

なお、公表の時期に関しましては、次の事業年度の開始後おおむね3か月以内と決められているところがございます。今後、厚生労働省が運営いたしております専用のホームページであります女性の活躍推進企業データベース、また自社のホームページを活用し公表に向けまして準備が進められていくこととなります。

現在、徳島労働局に確認いたしましたところ、令和4年6月末時点の数字となりますが、301人以上の事業所の数については医療法人や社会福祉法人なども含めまして68事業所となっているとお聞きしております。

こういった事業所に対しましては、当課が定期的に発行しております広報誌である労働徳島や、本県の専用サイトでございます徳島はたらく女性応援ネットなどの様々なツールを活用いたしまして、国とも十分に連携をしながら周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、もう1点、公表の義務化がなされていない事業所に対する働き掛けでございますが、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業所につきましては、男女の賃金格差の公表は義務付けられていない状況でございます。女性版骨太の方針2022によりますと、この男女の賃金格差の公表義務化に関しましては、こういった事業所に対しましては今後の状況等を踏まえ検討を行うこととされているところがございます。

この公表の義務化がされていない事業所、101人から300人以下の事業所の数につきましては、これも徳島労働局に確認しましたところ、6月末の時点におきましては184事業所となっているところがございます。

こうした事業所につきましては、男女の賃金格差に関しては公表が義務付けられていないところがございますが、先ほど御説明をいたしました301人以上の事業所と併せまして、先ほど申しました徳島はたらく女性応援ネットをはじめ様々なツールを活用いたしまして、国とも十分に連携をしながら、この度の女性活躍推進に関する制度改正や女性版骨太の方針2022など、しっかりと積極的に周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

ありがとうございます。今回ホームページを見ますと、301人以上の事業所が調べて公表すべき項目、それから101人以上の事業所が調べて公表する項目というのがありますけれども、従業員が101人以上300人以下の企業であっても男女の賃金格差を含む16項目から任意の1項目以上の情報公表というのが必要ですよということになっていますよね。

しかし、男女の賃金差異がどれだけあるかということ、101人以上の企業さんは恐らく調べないとか公表しないとか、そういう姿勢ではないかなと私は思うんです。ですから、やっぱり全ての、今101人以上300人以下の企業が184事業所とありますけれど

も、そういう事業所さんもやっぱり同じように公表できるような状況に持っていくことが大事ではないかと思うんです。

先ほども申しましたように、やっぱり営業が本当に大変な状況の中で、やっぱり国の支援がなければやっていけないという企業さんがたくさんありますので、そういうことがまずあって、そして男女の賃金格差の解消を目指していくことが求められると思っております。

それで、この前の委員会でお尋ねいたしますと、県は様々な取組をしておりますよということで、例えば賃金格差の解消につながるキャリアアップを積極的に支援していると。それから、テレワークの推進による多様な働き方の拡大とか、またファミリーサポートセンターの全県展開による育児と仕事の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい環境づくりにも取り組んでいるということで、これは非常に大事なことで、やっぱりどんどん広げていかなければいけない施策だと思うんです。

ただ、私が一番聞きたい賃金格差解消に向けての取組なのかということなんです。これは働きやすい環境づくりではあるんだけど、賃金差別がされていないかどうか、そういうことを知るための学習というのはあるのかどうか、それがちょっと分からないですよ。というのは、女性であるということを理由にして賃金差別をすることは労働基準法で禁止されております。しかし、実際には女性の賃金は正規社員でも男性の7割なんです。女性労働者の過半数を非正規が占めておりますので、これでは約4割ということになっているんですね。これは背景に、非正規の雇用とか、いろんなコースを設けてコース別人事ということで、結局はそういうことにはまってるので間接的には差別されていることになりまして、昇進とか昇格の部分で隠れた差別とかいうのがあって、実際には女性の賃金が低いと。正規の社員でも生涯賃金で1億円もの差があるということが出ているわけなんですよね。

そういうのをやっぱり解消していかないとあかんということで、やっとな国がこの調査をしましょうと、公表しましょうということになってきたわけなんですけれども、その働く人たちが受けているいろんな研修とか、県も頑張ってる中で、これは賃金格差があるんだ、これは間接差別なんじゃないかということに気付くための研修や啓発というのは何かやられているんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、女性の賃金差別についての研修等を行っているのかという御質問を頂きました。

前回の委員会の中でも少し御説明させていただきましたが、女性の賃金格差の解消に向けまして、県におきましては先ほども御説明をいたしました徳島はたらく女性応援ネットというものを開設いたしまして、働いている女性や働きたい女性向けのページのほか、企業・男性向けのページも作成いたしまして、女性職員が参画しやすい職場風土の醸成ですとか、企業経営者に向けた啓発意識改革の促進が重要であるという観点から、こういった啓発を行っているところでございます。

様々なセミナー研修等も行っておりますが、女性の賃金格差に限定したセミナーというのは今はない状況でございますが、様々な女性活躍推進に向けました研修等はいろいろと

行っているところでございまして、そういった部分も活用いたしまして、今後とも女性活躍推進に向けました機運を醸成してまいりたいと考えております。

達田委員

県がお金を出すということだけじゃなくて、やっぱり労働者に対するいろんな知識を普及していくという役目を果たしていただきたいと思うんです。同一価値労働同一賃金、それから均等待遇とか、そういうことをあなたの場合はどうですかということが考えられるような研修を是非していただきたいと思います。

間接差別に当たることであっても、それが当たり前と思って働いているとなかなか気が付かないことがありますので、是非そういう取組を、やっぱり気付きの取組というのを進めていただきたいと、これはお願いしておきたいと思います。

それと、この公表制度、こういうのができて非常によかったなと思うんですけれども、県民の皆さんがこの公表されたものをどういうふうにして知ることができるのか、どういうふう公表されるのかというのが一つございます。これはどうなんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、男女の賃金格差の公表について県民の方々がどういった形で知り得るのかという御質問を頂いたところでございます。

先ほど御説明もさせていただきましたが、その公表の仕方といたしましては、自社のホームページ又は厚生労働省が運営をしている専用サイト、女性の活躍推進企業データベースというものがございまして、その中で登録していくような形になっております。

このデータベースにおきましては一般的に公開されているところでございまして、誰でもその企業が公表している内容を確認できるような形になっております。こういったもので、県民の方々も各企業さんがどういった格差があるのか、またいろんな取組をされているのかという部分が確認できるようになっております。

達田委員

この制度そのものは、例えば3月末で終わるのであれば4月、5月、6月に公表ということになると思います。やっぱり多くの皆さんに関心を持っていただけるような公表の仕方をしていただきたいと思います。

それと、この制度は男性と女性の賃金格差ということで調査、公表が行われるわけですが、私は男性と女性というだけじゃなくて、正規と非正規ということでは男女を問わずあると思うんです。正規と非正規の格差が、男性の場合も非正規の方が多いです。ですから、男性の正社員と非正規、それから男性の正社員と女性の非正規がどういうふう違うのかというようなことをやっぱり明らかにするべきではないかと思えます。

ですから、先ほど申しましたように女性労働者の約半分以上が300人以下の企業で働いているということですので、少なくとも先ほど教えていただいた100人以上の企業にこれを広げていただくように、国にもきちんと要望していただきたいと思えます。

この関連法に同一価値労働同一賃金、それから均等待遇、間接差別を禁止というようなことを、ここの部署とはちょっと違うかなと思えますけれども、やっぱり国にきちんとそ

ういうことを明記していただきたいということを県としても取り上げていただいて、要望していただきたいと思います。その点をお聞きしておきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

達田委員から、女性活躍推進に向けて国に提言すべきというようなお話を頂いたところでございます。

先ほど達田委員から正規、非正規の話も頂きましたが、商工労働観光部におきましてはこの5月の政策提言におきまして、女性が多い非正規雇用労働者が正規化するために有効に活用されている地域就職氷河期世代支援加速化交付金というものが国のほうでございませうけれども、今年度が終期となっておりますことから制度の延長等について国に提言したところでございまして、今後ともこういった女性活躍の推進に向けまして、国においても必要な財源措置等がなされるよう必要に応じて提言してまいりたいと考えております。

達田委員

是非、今後とも強力な取組をよろしくお願いいたします。

次に、パワハラ、セクハラなどのハラスメントのない職場を作るという点でお尋ねしたいんですけども、今、県の職員さんもメンタルがちょっとやられてしまって体調を壊したという方も多くなっているというようなことで、私はさきの本会議でもお尋ねしたんですけども、一般企業についてはどうなんでしょうかということなんです。

今回パワハラのない職場風土を作るためにというセミナーがありますよということで、オンライン開催などでやっていただけるんですね。令和4年度のフレアキャンパス講座ですけども、こういうのが県のホームページにも載せられております。

これはセクハラやパワハラのない職場を作るという取組の一環として、一つとしてやられると思うんですけども、県としてはこれも含めてどういう取組をされているんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、パワハラ、セクハラの解消に向けた取組について御質問いただいたところでございます。

パワハラ、セクハラにつきましては、県におきまして労働相談窓口を設置しているところでございます。まず、労働雇用戦略課におきまして総合的な労働相談を実施しているところでございます。また、夜間、休日における労働相談に対応するため、徳島県労働者福祉協議会に仕事なんでも相談室を設置し対応しているところでございます。また、専用のホームページである徳島県労働相談ネットにおきまして、メールを活用した相談にも対応しているところでございます。

令和3年度の相談実績でございますけれども、パワハラを含めた職場の人間関係での相談件数は335件ございました。また、セクハラに関する相談件数は4件となっているところでございます。

なお、徳島労働局におきましても労働相談コーナーなど相談窓口が設けられておりまして、必要に応じて連携を図りながら相談対応をしているところでございます。

また、そのパワハラ、セクハラの解消に向けた取組のところでございますが、先ほど委員から御紹介いただきましたセミナーのほかに、パワハラに関しましては今年7月から8月にかけて6回にわたり徳島労働局と連携をいたしまして、県内各地で企業向けセミナーを開催し計315社、359人に御参加を頂いたところでございます。

また、県の経営者協会また社会保険労務士会におきましても、ハラスメントをテーマとして企業の経営者や人事労務部門のスタッフなど、幅広くパワハラ及びセクハラに関するセミナーを開催することとしているところでございます。

こうした取組に加えまして、広報誌である労働徳島や県ホームページ等による関係法令、制度に関する周知啓発を積極的に行いますとともに、先ほど説明いたしました相談窓口での丁寧な対応によりまして、国や関係団体とも連携をしながらパワハラ及びセクハラの解消に向けて取り組んでいるところでございます。

達田委員

取組もかなりの回数をやられているということなんですね。このパワハラとかセクハラに関して言いますと、やっぱり自分より立場が上の方から受けるということが多いわけですね。ですから、いろんなセミナーとかそういう取組がありましても、結局はその上の立場の方が参加して勉強していただくということがないと、同じ社員同士が参加して勉強になったとは思いますが、やっぱり上司の方というのはちゃんと参加してくれていらっしゃるのでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、そういったセミナーに関して管理職の方々も参加しているのかというような御質問を頂いたところでございます。

委員からお話のありましたように、管理職をはじめ様々な立場、またいろんな分野の方々セミナーや研修会に参加していただくことは非常に重要であるというふうに考えております。

こういった方々が幅広く参加していただくようになるため、十分なPRをはじめ、できるだけ多くの方々が参加できるよう努めているところでございまして、実際にそういった管理職の方々に御参加いただいているところでございます。

達田委員

これは一般の企業さんに対して行われるセミナーのことが広報されているわけなんですけれども、パワハラとかセクハラとかをなくしようという取組というのは、一般企業さんだけが頑張ってもできることではありません。特に、県庁であるとか市役所であるとか、こういう官公庁の中であってもやっぱりそういう問題というのはあると思うんです。

ですから、官民共に協力してパワハラやセクハラのない働きやすい職場づくりというのを目指していかないと、自分たちのところはほっといて一般企業さんが頑張ってくださいよと言っても、なかなかこれは意味が通っていかないんじゃないかと思うんです。官と民との連携ということで、共に力を合わせて働きやすい職場づくりをというような取組ができているのでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、官と民が連携した取組を進めるべきではないのかという御質問を頂いたところでございます。

当課におきましても、働き方改革を推進するためいろんな方々が参加できるような形としてセミナー、研修等を実施しているところでございます。民間企業の方々などに対しましてセミナー等も実施しておりますけれども、自治体職員も含めて参加できる形となっております。今後とも様々な分野の方が参加できるよう関係機関とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

こういう問題が起きたときに、先ほどもパワハラが335件とかございましたけれども、訴えたほうが悪いように言われて、かえって精神的にまいってしまうというようなこともお聞きしたことがございます。ですから、どういうふうにして解決していくのかというのはとても大事なことだと思うんです。

ですから、被害を受けている方をきちんとケアして、そして職場が働きやすくなるような方向を目指されるべきと思うんですけれども、この点に関してはきちんとした解決策としてどういうふうな状況になっているのでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、どういった解決策になっているのかというような御質問を頂いたところでございます。

現在、当課といたしましては、先ほど御説明をいたしました労働相談窓口におきまして様々な御質問を頂いておりまして、それに対して丁寧な対応をしているところでございます。また、必要に応じまして徳島労働局とも連携して、徳島労働局においていろんな取組をされておりますので、そういったところも御紹介させていただきながら解決する方向に向けて取り組んでいるところでございます。

達田委員

これまでのいろんな御相談の中で、セクハラを訴えたところ、かえってその職場を辞めてくださいとか、ほかに転換されたとかいうことで、本人にとっては勇気を持って訴えたんだけれども、本当に不利な立場になってしまったというようなお話も聞いておりますので、そういうことが絶対ないように、その御本人の人権をどういうふうにするのかということもまず真っ先に考えられるような対策を是非今後とも講じていただいて、頑張りたいと要望しておきたいと思っております。

続きまして、このパワハラ、セクハラと関連するんですけれども、やっぱり長時間労働というのが、体だけでなく本当に精神的に不安定な状況を生み出していくと言われておりますが、一般企業さんで過労死ラインを超えるような労働時間を余儀なくされているという実態は何か調査をされているのでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、長時間労働の実態について把握しているのかといった御質問を頂きました。

県におきましては、この長時間労働に関して把握しているデータは現在のところない状況でございます。なお、徳島労働局におきましては、毎年11月を過労死防止啓発月間といたしまして過重労働解消キャンペーンを実施しているところでございます。労働基準関係法令の違反が疑われる事業所に対しましては、このキャンペーンにおきまして重点監督を行っているところでございます。

公表されている内容といたしましては令和2年11月のものがございますけれども、93事業所に対し重点監督を実施したという形でございます。その内容といたしましては、違法な時間外労働があったものが23事業所、労働時間の把握方法が不適切なため指導したものが2事業所、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが15事業所、過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものが11事業所という結果が出ているところでございます。

達田委員

やはりこういう表に出てちゃんとこういう状況なんですと、訴えられる方はまだ改善の余地があるかなと思うんですけれども、全然言えなくて我慢してしまっているという、それを抱え込んでしまっている方もいるかと思うんです。それが一番危ない状況ではないかと思えます。

ですから、本当に過労死につながるような長時間労働、非常に厳しい労働を余儀なくされるということがないように、やっぱり県そして労働局、いろんなところとつながりを持って進めていただきたいと思います。先ほども申しましたように、いろんなセミナーとか勉強会とかそういうのは、やっぱりこの過労死に関してもこういうふうなことで働いていたのでは健康が守れませんよと、ちゃんと人間らしく働く権利がありますよというようなことを労働者の皆さんに知っていただくという取組も是非進めていただきたいと思います。もしそういう取組を進めている例がありましたら教えていただけたらと思います。

井上労働雇用戦略課長

長時間労働の解消に向けてどういった取組をしているのかという御質問でございますけれども、県におきましては、その長時間労働の是正に関しまして働く方々がいろんな実情に応じて多様な働き方が選択できるような働き方改革を推進していくことが重要であるというふうに考えております。県をはじめ行政機関や経済団体、また労働団体など12団体で構成する徳島県雇用政策協議会のメンバーが集いまして、それぞれの強みを生かしながら県下全体の生産性向上、ひいては地域の活性化につながる取組を推進していく決意表明といたしまして、とくしま「働き方改革」推進宣言を平成30年11月に行いまして、全県的な取組を進めているところでございます。

先ほど委員からもお話がございましたが、各自治体職員も参加できるようなセミナーやシンポジウムも開催いたしまして、県内企業だけでなく自治体職員への啓発もしっかりと行っているところでございます。

今後とも国や市町村、経済団体、労働団体などの各関係機関とも積極的に連携いたしまして、働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

達田委員

是非、官であれ民であれ、過労死ラインを超えるような長時間労働というのがなくなるように取組を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、先ほど何人かの委員さんからお話がありましたが、秋の阿波おどりに関してですけれども、コロナ対策に関してお尋ねしておきたいと思います。

夏の阿波おどりでは多くの方が感染しましたが、これの検証というのがきちんとできていたのかというのが問われるんですけれども、私はこういうイベントをやっぱりずっと何年も休むというのは余りよくないと思うんです。やっぱり生きがいというのが皆さんありますし、県民の本当に喜びというものにつながりますので、感染防止というのをきっちり行った上で行うというのが大事だと思うんです。

その上で、やっぱり阿波おどりであれば、もう感染防止対策と真逆でないと迫力がないんですよね。密になって大きな掛け声を掛けて元気に踊るとというのが阿波おどりの迫力だと思うんですけれども、それがなくて黙って踊ってしまうと、なんぼ感染防止ですと言っても全然迫力がありません。ですけれども、そういう中でどういうふうにしたら感染防止ができるのかというのを今までもちゃんと研究されていると思うんです。

それで、この検証として、例えばチームによってはフェイスシールドを付けていたチーム、全然付けていないチーム、そういうのがたくさんあったと思うんです。それから、間隔を空けて踊っていたところ、それと密で踊っていたところ、そういう連で感染者数というのはどうだったのかというのをやっぱりきちんと把握して、また今後の踊り方につなげていくべきではないかなと思うんです。

その点、やっぱり小さなイベントであれ大きなイベントであれ、そういうふうな検証をきちんとやって今後の参考にしていくべきと思うんです。そして、一つは感染防止マニュアルというのがイベントですからちゃんとあると思うんですけれども、このマニュアルをきちんと守ってくれているかどうかというのはどういうふうにして分かるんでしょうか。保証できるんでしょうか。その点をお尋ねいたします。

利穂観光政策課長

達田委員から、今夏行われた徳島市の夏の阿波おどりを生かしてどういった感染対策ができるのかというお尋ね、それとどういったマニュアルの徹底が図れるのかといった質問を頂きました。

まず、先ほど梶原委員からも御質問があったとおりで繰り返しになりますが、阿波おどり未来へつなぐ実行委員会が実施しました徳島市の阿波おどりにおける感染症対策アンケートの結果では、去る9月22日に第7回実行委員会が開催されまして、そのアンケートの結果とか、それを踏まえた意見とかはその場で出ました。

最も多かったのは、やはり控室が密であったということ、やはり踊り以外のところで踊り終わったらマスクを外すとか、食事のときに黙食ができていなかったとか、そういった基本的なところが徹底できていなかったという御意見があったところでございますので、

秋の阿波おどりに関しましても、これらの内容とか、昨年実施しました秋の阿波おどりでワクチン・検査パッケージの実証実験を行いましたので、その実証の経験も生かしまして感染対策マニュアルを作っていきたいと考えております。

また、その感染対策の徹底に当たりましては、こちらのほうでその徹底を呼び掛けるスタッフ等の配置とか、そういったものも考えております。

達田委員

踊りをする方、それから三味線とか、それから笛を吹くとかいろいろと楽器を使う方というのはそれぞれ動きが違いますので、やっぱりそれぞれによって感染を防止する状況が違うんじゃないかなと思うんです。私の聞くとところによりますと、やっぱりお囃子でも笛を吹く、息を吐く、そういう方の感染が多かったというお話もお伺いいたします。ですから、どういうふうにして感染防止をしたらいいのかなというのがそれぞれの持ち場で違うと思うんです。

ですから、皆さんこういうふうにしたらいんじゃないかという工夫をされていると思うんです。それをやっぱり徹底していただいて、そして終わったからといって集まってみんな雑談したり、何か食べに行こうと言って一緒に食べてマスクなしでおしゃべりをするとか、そういうことがないように是非徹底していただくことが大事だと思います。

どうしても踊りで一生懸命になって、わっとなりまして気持ちが高ぶりますので、感染防止ということよりも楽しさのほうが、私も経験がありますので分かります。だから、そういうことをきちんと守るために、やっぱり人員を配置して、ここは終わったらちゃんと消毒しましょうとか、離れましょうとか、そういう指示をする人も要るんじゃないかと思うんです。

ですから、私は小さなイベントや秋の阿波おどりのようなイベントを毎年続けていただきたいと思っておりますので、是非そこを。これをしたためにまた感染が増えたわというのでは困りますので、是非守っていただきたい。

それと、踊った後、イベントの後に感染者がどれぐらい出たか、どういうところから出たのかということもきちんと調べていただいて、そして後々のイベントにきちんと生かしていただくということを是非取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時01分）